

2015年1月23日 全5頁

# 流動性カバレッジ比率（LCR）の開示要件（案）

## 【金融庁告示案】国際統一基準行、2015年度第1四半期よりLCR開示

金融調査部 主任研究員  
鈴木利光

### [要約]

- 2014年12月1日、金融庁は、流動性カバレッジ比率（LCR: Liquidity Coverage Ratio）に関して、国際統一基準行を対象として、流動性に係る経営の健全性の状況を開示させるべく、「第三の柱」に係る「告示」の案（LCR開示告示案）を公表している。
- LCR開示告示案は、国際統一基準行に対し、LCRを導入するための「第一の柱」に係る「告示」（LCR告示）が2015年3月31日から適用されることを受けたものである。そのため、LCR開示告示案は、LCR告示と同様に、単体及び連結での遵守が求められる。
- LCRに関する定量的開示事項（四半期の開示事項）では、LCRの算式における分母にあたる純資金流出額（資金流出額から資金流入額を控除して得た額）の内訳は開示が求められるものの、分子の適格流動資産の内訳は一切開示が求められていない。
- LCR開示告示案の目的が、国際統一基準行における流動性に係る経営の健全性の状況の開示にあることにかんがみれば、適格流動資産の内訳の非開示をもって制度上の欠陥があるということにはならないであろう。
- もっとも、仮に適格流動資産の内訳が開示されれば、国際統一基準行における適格担保（日本銀行が適格と認める担保をいう。LCRの適格流動資産に該当するものと思われる。）の保有状況を探るための一助となるはずである。
- そのため、LCR開示告示案は、投資家のそのような期待には応えるものではないといえることができる。
- 金融庁は、2014年12月1日から2015年1月5日までLCR開示告示案に対する意見を募集した。そして、ここで得られた意見を基に策定される正式なLCR開示告示を、2015年6月30日（2015年度第1四半期）から適用する意向としている。

## [目次]

■ <b>1. はじめに</b> .....	2
■ <b>2. 事業年度（連結会計年度）の開示事項</b> .....	2
■ <b>3. 中間事業年度（中間連結会計年度）の開示事項</b> .....	3
■ <b>4. 四半期の開示事項</b> .....	4
■ <b>5. おわりに</b> .....	4
■ <b>【付属資料】別紙様式</b> .....	5

## 1. はじめに

2014年12月1日、金融庁は、流動性カバレッジ比率（LCR: Liquidity Coverage Ratio）に関して、国際統一基準<sup>1</sup>を対象として、流動性に係る経営の健全性の状況を開示させるべく、「第三の柱」に係る「告示」<sup>2</sup>の案（以下、「LCR開示告示案」）を公表している<sup>3</sup>。

LCR開示告示案は、国際統一基準<sup>1</sup>に対し、LCRを導入するための「第一の柱」に係る「告示」<sup>4</sup>（以下、「LCR告示」）<sup>5</sup>が2015年3月31日から適用されることを受けたものである。そのため、LCR開示告示案は、LCR告示と同様に、単体及び連結での遵守が求められる<sup>6</sup>。

金融庁は、2014年12月1日から2015年1月5日までLCR開示告示案に対する意見を募集した。そして、ここで得られた意見を基に策定される正式なLCR開示告示を、2015年6月30日（2015年度第1四半期）から適用する意向としている。

本稿では、LCR開示告示案に基づく開示事項を簡潔に紹介する。

## 2. 事業年度（連結会計年度）の開示事項

### (1) 開示事項の大枠

事業年度（連結会計年度）の開示事項の大枠は、次の2点である。

<sup>1</sup> 具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、最終指定親会社（金融商品取引法上の特別金融商品取引業者（総資産の額が1兆円を超える証券会社）を子会社に持つグループの頂点となるべき親会社）をいう。

<sup>2</sup> 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホの規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等をいう。

<sup>3</sup> 金融庁ウェブサイト参照（<http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141201-1.html>）

<sup>4</sup> 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」等をいう。

<sup>5</sup> LCR告示の概要については、別途公表する大和総研レポート「流動性カバレッジ比率（LCR）の告示」を参照されたい。

<sup>6</sup> （海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする）銀行持株会社と最終指定親会社については、連結のみである。

**【事業年度（連結会計年度）の開示事項】**

- LCR に関する定性的開示事項
- 流動性リスク管理に係る開示事項

（出所）LCR 開示告示案より大和総研金融調査部制度調査課作成

以下、それぞれの開示事項を簡潔に紹介する。

## (2) LCR に関する定性的開示事項

LCR に関する定性的開示事項は、次の 4 点である。

**【事業年度（連結会計年度）の開示事項：LCR に関する定性的開示事項】**

- 時系列における LCR の変動に関する事項
- LCR の水準の評価に関する事項
- 「算入可能適格流動資産の合計額」<sup>(※1)</sup> の内容に関する事項<sup>(※2)</sup>
- その他 LCR に関する事項<sup>(※2)</sup>

(※1) LCR の算式における分子をいう。

(※2) LCR の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、開示を要しない。

（出所）LCR 開示告示案より大和総研金融調査部制度調査課作成

## (3) 流動性リスク管理に係る開示事項

流動性リスク管理に係る開示事項は、次の 3 点である。

**【事業年度（連結会計年度）の開示事項：流動性リスク管理に係る開示事項】**

- 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項<sup>(※)</sup>
- その他流動性リスク管理に関する事項<sup>(※)</sup>

(※) リスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、開示を要しない。

（出所）LCR 開示告示案より大和総研金融調査部制度調査課作成

## 3. 中間事業年度（中間連結会計年度）の開示事項

中間事業年度（中間連結会計年度）の開示事項は、LCR に関する定性的開示事項（p. 3 参照）である。

## 4. 四半期の開示事項

四半期の開示事項は、LCRに関する定量的開示事項である。

LCRに関する定量的開示事項は、別紙様式（p. 5 参照）により、その「日次平均の値」<sup>7</sup>について作成する。

ただし、経過措置により、適用日（2015年6月30日）から2016年12月31日までの間は、これを「月次平均の値」<sup>8</sup>とすることができる。

この経過措置を援用し、適用日（2015年6月30日）から2016年12月31日までの間、「月次平均の値」について別紙様式を作成し開示した場合には、2017年1月1日から同年3月31日までの間は、当該「月次平均の値」を用いて別紙様式を作成することができる。

## 5. おわりに

以上が、LCR開示告示案の概要である。

別紙様式（p. 5）から分かるとおり、LCRに関する定量的開示事項（四半期の開示事項）では、LCRの算式における分母にあたる純資金流出額（資金流出額から資金流入額を控除して得た額）の内訳は開示が求められるものの、分子の適格流動資産の内訳は一切開示が求められていない。

LCR開示告示案の目的が、国際統一基準行における流動性に係る経営の健全性の状況の開示にあることにかんがみれば、適格流動資産の内訳の非開示をもって制度上の欠陥があるということにはならないであろう。

もっとも、仮に適格流動資産の内訳が開示されれば、国際統一基準行における適格担保（日本銀行が適格と認める担保をいう。LCRの適格流動資産に該当するものと思われる。）の保有状況を探るための一助となるはずである。

そのため、LCR開示告示案は、投資家のそのような期待には応えるものではないといえることができる。

（本文終了）

<sup>7</sup> 四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除した値をいう。

<sup>8</sup> 四半期の各月の末日又は最終の営業日（当該末日を除く。）における値の合計を3で除した値をいう。

## 【付属資料】別紙様式

(単位：百万円、%、件)

項目	当四半期		前四半期	
適格流動資産 (1)				
1	適格流動資産の合計額			
資金流出額 (2)				
	資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額	資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額			
3	うち、安定預金の額			
4	うち、準安定預金の額			
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額			
6	うち、適格オペレーショナル預金の額			
7	うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券 以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額			
8	うち、負債性有価証券の額			
9	有担保資金調達等に係る資金流出額			
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動 性ファシリティに係る資金流出額			
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額			
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額			
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額			
14	資金提供義務等に基づく資金流出額			
15	偶発事象に係る資金流出額			
16	資金流出合計額			
資金流入額 (3)				
	資金流入率 を乗じる前 の額	資金流入率 を乗じた後 の額	資金流入率 を乗じる前 の額	資金流入率 を乗じた後 の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額			
18	貸付金等の回収に係る資金流入額			
19	その他資金流入額 (※1)			
20	資金流入合計額			
LCR (4)				
21	算入可能適格流動資産の合計額			
22	純資金流出額			
23	LCR			
24	平均値計算用データ数 (※2)			

(※1) 有価証券償還に係る資金流入額、デリバティブ取引等に係る資金流入額、約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額、約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額、金利・配当及び手数料等の受取に係る資金流入額、無担保の有価証券貸出に係る資金流入額、その他契約に基づく資金流入額を含む。

(※2) LCR を計算するために用いたデータの数をいう。

(出所) LCR 開示告示案より大和総研金融調査部制度調査課作成